

株式会社ティーエスピー(以下「TSP」という。)は、大阪市北区芝田2丁目9番17号に所在する“マエダビル”(以下「本建物という。’)内4階に設置されている“リアルSNS クリエイティブラボ Blue+「ブルータス」”(以下「本施設」という。’)において、TSPが運営するメンバー制サービスオフィスを一時的に使用する権利を有するメンバー(以下、「メンバー」という。)制組織である「メンバーズクラブ」への入会に関し、次の通り入会規約(以下、「本規約」という。)を制定する。

「本施設」の表示

本施設の名称:リアルSNS クリエイティブラボ Blue+(ブルータス)

本施設の賃貸者兼本建物の所有者:株式会社マエダビル(以下、「本建物所有者」という。)

本施設の運営管理者:株式会社ティーエスピー(TSP)

所在地:大阪市北区芝田2丁目9番17号 マエダビル 4F 一部区画

第1条 (使用許諾、契約種別、目的)

1. TSPは、メンバーに対し、本施設の使用を認め、その使用にあたって、メンバーは本規約で定めるところを遵守するものとします。但し、メンバーには18歳以上でないと入会できません。
2. 入会申込後、TSPは審査を行います。第20条第1項に定められた事業を行っている場合や、行おうとしている場合など、TSPが本施設の利用者として不適当として認めた場合は、入会をお断り致します。また、審査に際し事業内容が分かる資料等の提出をお願いする場合があります。資料等をいただけない場合も入会をお断りする場合がございます。
3. メンバーには次の12のタイプの契約種別があります。
 - ①フリー席プラン(フルタイム)
 - ②フリー席プラン(平日フルタイム)
 - ③フリー席プラン(休日フルタイム)
 - ④固定席・個人プラン
 - ⑤シェアオフィスプラン(固定席シェアコース)
 - ⑥シェアオフィスプラン(フリー席シェアコース)
 - ⑦バーチャルオフィスプラン(法人・個人事業主コース)入会に際し、契約種別を決定の上、入会申込書に契約種別を明記するものとします。
4. グループ・団体・法人プランで複数人での本施設の利用を希望する場合、利用希望者全員のメンバー登録がそれぞれ必要となります。
5. 本施設は、メンバー相互の公私にわたる交流の場として、その施設並びにサービスをメンバーに対し提供することを目的とします。

第2条 (休業日と営業時間、平日について)

1. 本施設の休業日は年末年始です。但し、本施設の維持管理上必要な場合は休業する場合があります。
2. 本施設の営業時間(以下、「営業時間」という。)は午前10時～午後8時です。
3. 本規約において平日とは月・火・水・木・金の各曜日で祝祭日を除いた日とします。

第3条 (使用範囲および使用形態)

1. TSPはメンバーに対し、本施設および施設に付帯する設備の使用を、本規約およびTSPの指示に則り使用することを認め、また本施設をオフィスの機能として、契約種別により本条第4項に定められた時間帯において使用することを許可します。
2. メンバーは本施設を原状のまま使用しなければなりません。
3. メンバーは本施設が、本建物所有者が所有する本建物の一部に、賃貸借によりTSPが入居し運営されている施設であることを理解し、本施設及び本建物共用部の使用に当たっては、本条第1項に加えて、本建物所有者が定める本建物館内規則やその他を総称し本建物所有者規(以下、「本建物所有者規約」という。’)に定める内容を遵守するものとし、TSP並びに本建物所有者からの指示があった場合は、これに従い使用するものとします。
4. メンバーはその契約種別により本施設を使用できる時間を以下に定めます。
 - ①フリー席プラン(フルタイム)・固定席プラン・シェアオフィスプラン＝営業時間内のすべて
 - ②フリー席プラン(平日フルタイム)＝平日(本施設休業日を除く)の営業時間内
 - ③フリー席プラン(休日フルタイム)＝土曜日・日曜日・祝日の営業時間内
 - ④バーチャルオフィスプラン＝本施設を使用できる権利は含まない(有料のビジター利用のみ)
5. 前項に規定された時間以外にメンバーが本施設の使用を望む場合は、営業時間内に限りビジター利用と同条件の追加料金を支払うことで使用することができます。

6. メンバーは別途、有償サービスとして、「ロッカー」をメンバーに入会している期間のみ契約できます。契約期間はメンバーの入会契約に準じ、1ヶ月単位での契約とします。料金は月額税込2,178円となります。また防犯の為、ロッカーが長期間使用されておらず、確認が必要とTSPが判断した場合には、契約者に許可なくマスターキーにてTSPにより開錠できるものとします。
- また、貸出している鍵に紛失・破損・盗難が発生した場合には、直ちにTSPに届け出るものとします。この届出を怠り、TSPに損害が生じた場合は、その賠償責任をメンバーが負わなければならない場合が生じます。また、鍵を再発行する場合には、税込5,500円の再発行費用が必要となり、メンバーが負担しなければならない。

第4条 (契約期間)

1. 契約期間は、1ヶ月間とします。ただし、入会時のみ利用開始日から利用開始月末までと、翌月1ヶ月間を併せた期間となります。以降は、次月1日から月末までの1ヶ月ごとの自動更新となります。
2. メンバー契約の更新をしない場合(即ち退会を希望する場合)には、TSPの定める退会用フォームに入力し、TSPに提出しなければなりません。従って届出で通知した場合の契約解除日は、既に支払い済みの契約満了日までとなります。ただし、届出で通知した場合でも、その日が各月6日以降の場合は、システム上、解除手続きが間に合わないため、本規約は更に1ヶ月間、自動的に更新されるものとします。なお、届出での通知を怠った場合、本契約は更に1ヶ月間、自動的に更新されるものとし、その後も同様とします。
3. メンバーが第1条第2項に規定されている契約種別の変更を望むときなど、メンバーがいかなる契約内容の変更を望むときでも、基本的には本条第2項の取り決めが適応されます。従いまして契約満了日の最低1週間前までに届出でTSPに通知をお願いします。
4. TSPと本建物所有者が結ぶ本施設に関する賃貸借契約(以下「賃貸借契約」という。)が終了又は解除されることがわかった場合に限っては、本条の取り決めに関係なく、賃貸借契約終了日または賃貸借契約解除日をもって、本条の使用期間が終了することに予め同意願います。本項に該当する場合で、契約期間が当該月の満日数に満たなかった場合、その不足日数分の利用料を日割計算にてTSPはメンバーに返金します。
5. 6ヶ月以内であれば休会することが可能です。ただし、6ヶ月以内に復帰のご連絡がない場合は自動退会となります。

第5条 (本施設の使用に関する事・住所の利用)

1. 本規約における使用とは、本施設の使用を許可し、本施設内の設備等の使用を認めることであって、本施設の排他的な占有権限を与えるものではありません。従いまして、TSPとメンバーは、本規約及びメンバーへの入会が、建物賃貸借契約に該当せず、借地借家法の適用は受けない、かつ、賃借権が発生しないことを予め同意したものとします。
2. メンバーは本規約に基づいて、本建物、本施設等の住所、FAX番号、並びに名称を用いて、商業・法人登記等の登記、事業に関する許認可等を受けることができません。また、メンバーは、本規約に基づき、本建物、本施設等の住所並びに名称を役所への届出等、公的な連絡先に定めたり届け出たりすることができません。また、メンバーは本項に関し、TSP、本建物所有者に対し、何ら要求することができないことに同意頂きます。
3. ①メンバーは本規約に基づいて、本建物、本施設等の住所、FAX番号、並びに名称を用いて、名刺を含むすべての印刷物に記載、掲載することや郵便物の宛先とすること、並びにホームページ等の電子媒体への掲示、掲載ができません。ただし住所利用付帯メンバー、パーチャルオフィスプラン、もしくはオプションをご利用の場合に限り、本施設の住所およびFAX番号を利用することができます。オプション契約なしでホームページや名刺などに無断で利用した場合は、メンバーはTSPに対して金33,000円の違約金を支払わなければなりません。
②前項の住所利用をインターネット上で行う場合は、「住所」「共用FAX番号」は「画像」として掲載しなければなりません。その場合、TSPに通知し当社の承諾を得なければなりません。
③前項の掲載内容をTSPが不都合と判断した場合は、内容変更を求めることができます。
④TSP提供住所を又貸し(転貸)することはできません。これが発覚した場合、メンバーはTSPに対して金33,000円の違約金を支払わなければなりません。
⑤メンバーが住所利用をした場合、TSPは郵便物の到着連絡は致しません。ただし、パーチャルプランについては、必要に応じて連絡します。)
⑥郵便物の保管期間は1ヶ月とし、受取可能数を30通までとします。また、受取可能な郵便物はA3(日本工業規格)サイズまでとし、受取時サインが不要なものに限ります。
4. メンバーはTSPより提供される住所の利用につき下記に記載された各号を遵守し法令に従って利用しなければなりません。
①メンバーが住所の利用により自ら損害を被り、または第三者に損害を与えた場合、TSPは一切その損害を補償する責任を負いません。
②会員はTSPより提供された住所を以下に定める用途に用いてはなりません。
イ) 住民票・パスポート・免許証等の公的申請に利用すること
ロ) アダルトサイト、出会い系サイト、マルチ商法、ギャンブル・情報販売等のビジネス住所に利用すること
ハ) 政治活動、宗教活動、暴力団活動に利用すること
ニ) 投資、融資等金融に関わる事業に利用すること
ホ) 他、当社が不適当と判断した利用行為
5. 住所利用に関わる契約を解除された場合、メンバーは速やかにWebサイト上、名刺、パンフレット等の資料よりTSPから提供された住所、FAX

番号の記載を削除しなければなりません。また第21条により契約を強制解除された場合も、直ちにサービスの提供は停止となり、ご利用することはできません。解除後もサービスの不正利用を継続したり、インターネット上でTSPからの貸出住所等を利用し、削除・消去(キャッシュも含む)せず義務違反未対応の場合は、すべての違約利用処理が完了するまで、利用者債務不履行で契約時の月額利用料の2倍の金額を違約月額利用料として支払わなければなりません。

6. メンバーは、本施設を利用して執務や第三者に迷惑を及ぼさない範囲で作業を行う事ができるものとしませんが、家具類を移動したり、机・椅子等の場所に私物を置くことで長時間占有(場所取り)等を行ってはなりません。また本施設の席を一度に一人で複数席使用してはなりません。本施設から一時的に私物を放置した状態で退出されたい場合、「外出中」の札を掲げれば可能ですが、長時間の外出はご遠慮下さい。
7. ①本施設内は全面禁煙および、飲酒禁止となっております。但し、例外的に、TSPが認めた本施設内におけるイベントやパーティーに関してはその限りではありませんが、法律に則り、未成年者(民法第4条)は飲酒してはなりません。
②食事に関しては、基本的には「ユーティリティエリア」においてのみ摂ることができます。ただし、「ユーティリティエリア」においても他人の迷惑になる可能性のある食事(ニオイがきつい食品など)は禁止しております。
8. 持込物やゴミは分別してお捨て下さい。(量によっては有料になる場合もあります)燃えないゴミや大型ゴミはお持ち帰り下さい。
9. 忘れ物があった場合、忘れ物の保管期間は1ヶ月までとします。所有者不明で問い合わせもなく保管期間を過ぎた場合、処分致します。忘れ物や落とし物をされた場合は本施設スタッフまでお問い合わせ下さい。

第6条 (善管注意義務、訪問者、並びに私物の管理)

1. メンバーは、TSPが定める本規約並びに本建物所有者規約の内容を遵守し、本施設、本建物共用を善良なる管理者の注意をもって管理し、使用しなければなりません。
2. メンバーの訪問者が本施設を利用する場合は、本規約を遵守しなければなりません。メンバーが滞在中に入店した場合のみ、一時利用者(ゲスト)としての利用を許諾します。1日最大2名の訪問者に限り、1名につき税込300円でメンバーの利用可能時間内を利用できます。混雑時にはご利用をお断りする場合があります。利用可能日以外のご利用、並びに1日につき3名以上のご利用に関しては、1名につきビジター料金と同条件の利用料をメンバーもしくはその訪問者が負担しなければなりません。また、このサービスは流動的で、今後変更の可能性もあります。
3. メンバーは私物の管理を自己責任で行わなければなりません。万が一、メンバーの私物に紛失、盗難、破損、汚染など損害が生じてもTSPは一切その責任を負うことはできません。

第7条 (入会金)

1. メンバーは、契約種別に関係なく、入会時に入会金税込10,978円を支払うものとします。(キャンペーン期間を除く)
この入会金は初期入会手数料として、TSPに生じる費用であり、預託金の性質はなく、メンバーの退会時に返金、清算等は行われません。
2. メンバーが第1条第2項に規定されている契約種別を変更する場合、入会金は充当されます。
3. 本条第2項に該当する場合を除き、メンバーが他のメンバー契約へ移行を希望する場合は、メンバーの入会契約を一旦解約しなければ移行ができません。
4. 本条第1項所定の入会金の支払い方法は第8条第7項に定める通りとします。

第8条 (月額利用料)

1. メンバーは本施設使用の対価として、毎月、利用料を支払うものとします。月額利用料は本規約第1条第3項に定めるプランに準じます。(本施設のホームページに掲載)また、本施設が提供する月額制オプションサービスを契約しているメンバーは、オプション利用料を併せて支払わなければなりません。
2. メンバーは月額利用料として、毎月26日に翌月1ヶ月分を前払いするものとします。ただし、入会時においては、利用開始日から利用開始月末までの月額利用料(日割)、翌月1ヶ月分の月額利用料を併せた金額を支払わなければなりません。
3. 決済時に発生する手数料はメンバーが支払うものとします。
4. 月額利用料は以下の項目を含む
 - ①本施設内及び本建物共用部の上下水道、光熱、空調に関する費用
 - ②本施設内及び本建物共用部のトイレ清掃および衛生、環境維持費用
 - ③その他本施設及び本建物共用部の施設および設備の維持管理費用
5. TSPは、維持管理費等の増減により月額利用料が不相当となったと判断したときや消費税率が変更されたときなどは、月額利用料を改定することがあります。
6. メンバーの月額利用料の支払い方法はTSP指定の決済サービスを利用するものとし、会員登録が必要な場合、メンバーはこれに応じるものとします。
また、支払の時期は毎月翌月分を当月各該当日に支払う前納制とします。なお、途中退会することはできません。
また、一旦支払った月額利用料は返却されません。
7. 前項にかかわらず、第4条第2項に基づき、TSPが定める退会用フォームに情報を入力し、TSPに提出する場合は、中途退会することができま

- す。
8. TSPは月額利用料の領収についてメンバーからのご依頼が無い限り領収書を発行しません。

第9条 (費用負担)

1. 次に掲げる費用に関しては、メンバーは自己の負担と責任において支払わなければなりません。
- ①メンバーが故意又は過失により、本施設内に設置された什器等を破損・毀損した場合、その原状回復に必要な修理・交換等にかかる費用。
ただし、TSPが経年劣化により交換が必要と判断した場合を除きます。
 - ②TSPより貸与された入退室用カードキーを紛失した場合、またはメンバーが解約を申告したもののカードキーの返却がない場合、再発行および抹消手数料である税込3,300円。
 - ③有料サービスを利用したときの費用。有料サービスの詳細は別途定めがあります。
2. 前項に掲げる費用は基本的に事項が生じた当日にクレジットカードでの決済を基本としますが、それが不可能である場合、TSPとメンバーは誠実に相互合意の上、その支払時期と方法を合意することとします。この支払に伴い手数料等が発生した場合はメンバーの負担となります。

第10条 (修繕費の分担)

1. TSP並びに本建物所有者が実施する修繕は次に掲げるものなどがあります。
- ①本施設及び本建物共用部の躯体及び付属施設の維持保全に必要な修繕
 - ②電気・水道等を使用するインフラ設備に関する修繕
 - ③本施設、本建物共用部にある情報設備に関する修繕
 - ④本施設及び本建物共用部の修繕
2. メンバーは、修繕すべき箇所を発見したときは、速やかにTSPにお知らせ下さい。
3. メンバーの故意又は過失による又は、使用方法に原因が存することが明確である場合の故障や修繕はメンバーの費用負担となる場合があります。
4. 第10条第1項の規定に基づきTSP又は本建物所有者が修繕を行う場合は、TSPは、あらかじめ、その旨をメンバーに通知します。この場合において、
当該修繕の実施を拒否できません。
5. TSP及び本建物所有者が本施設及び本建物共用部(付帯設備を含む)の修理、改修又は増築のため、本施設、本建物共用部の全体若しくは一部の使用を中止する必要があると認めるときは、メンバーに対し、本施設の全体若しくは一部の使用中止を要請することがあります。この場合において、当該使用中止を拒否できません。
6. メンバーは故意又は過失により、本施設内、本建物共用部に破損箇所を生じたときは、TSPに直ちに届け出て確認を得て下さい。その届出が遅れたため生じた損害は、その賠償責任をメンバーが負わなければならない場合が生じます。

第11条 (イベントとコミュニケーション)

1. メンバーは、本施設内において、TSP又はTSPの承諾を得たメンバー(法人を含む)が主催するセミナー・パーティー・イベント等(以下「イベント等」という)が行われることを予めご承諾下さい。なお、イベント等は、本施設内の一部を利用して開催されます。
2. TSPはイベント等の開催状況の共有をできる限り早期にメンバーへ告知するものとします。
3. メンバーは、自らイベント等の本施設での実施を希望する場合、当該イベント等の内容詳細をTSPと事前に相談し、そのイベント等が本施設の主旨に合致するとTSPが認める場合は、本施設内の一部を利用することができます。実際の利用に際しては、TSPが定める利用規則等に則した利用を行って頂きます。また、利用料金が別途必要となることをご了承下さい。TSPも本項に規定されたイベントの開催には、可能な限り協力を行います。
4. 本施設の活性化やメンバー相互の親睦を図る目的において、メンバーは、本条に規定のイベント等において、TSPが協力を求める場合、当該イベント等について、可能な範囲で協力を努めなければなりません。
5. メンバーは、本施設の活性化やメンバー相互の親睦を図るよう、努めなければなりません。

第12条 (権利義務の譲渡等の禁止)

メンバーは、本規約により生じる一切の権利義務(債権および債務を含む)の全部又は一部を、第三者に譲渡し又は担保の用に供してはなりません。

第13条 (禁止又は制限される行為)

1. メンバーは、本施設内の設置物の移動等は行わないで下さい。但し、キャスター付家具の移動を除きます。
2. メンバーは、本建物並びに本施設内(本建物共用部を含む、以下同様)において次の各号に該当する行為並びに本施設若しくは他のメンバー

に損害や迷惑を及ぼす行為等を行ってはなりません。

- ① 禁止箇所への立ち入り
- ② 下駄・スパイク等での立ち入り
- ③ 宿泊並び寝位での仮眠
- ④ 炊事、指定場所以外での飲食並びに喫煙(本施設内は全面禁煙です)
- ⑤ 他の本建物利用者、本施設利用者等に迷惑を及ぼす行為並びに音、振動、臭気等を発し他の本建物利用者、本施設利用者等に迷惑を及ぼす可能性のある物品の持ち込み
- ⑥ 本施設内の通路等および階段、廊下等の共用部分を占有すること又は物品を置くこと
- ⑦ 本施設内での動物の飼育や持込み(TSPの許可を得た盲導犬、聴導犬、介助犬等を除く)
- ⑧ 建物や本施設の通路や階段、廊下、外壁等に無断で看板、ポスター等の広告物を貼る等を行うこと
- ⑨ 本施設内にて無断で物販等の営業活動をする事、並びに宗教活動、政治活動をする事(但し、TSPの指定する箇所にて、TSPによる事前の書面による承諾がある場合を除く)
- ⑩ TSPの許可なく本施設内で火気等を使用もしくは火気を持ち込みすること
- ⑪ 違法行為若しくは公序良俗に反する行為、その他、本建物所有者並びにTSPが不適切と判断する行為を行うこと

第14条 (本施設・サービスの一時的な中断および利用制限)

1. 第1項の規定に基づく立ち入りの際、メンバーは、TSPに協力し、正当な理由がある場合を除き、第1項の規定に基づく立ち入りを拒否することができません。
2. 本施設は下記の事由により、事前に告知することなく、やむを得ず一時的にサービス提供の中断や利用制限を行う場合があります。その場合、メンバーに対して発生した損害に対しTSPは一切、責任を持ちません。
 - ① 設備の保守・点検・修理などを行う場合
 - ② 火災・停電等の事故により本サービスの提供が出来なくなった場合
 - ③ 天変地異、テロなどにより本サービスの提供が出来なくなった場合
 - ④ TSPの事情により中断せざるを得ない場合(理由は開示しません)
 - ⑤ その他、サービス提供の中断等をせざるを得ない場合

第15条 (届出事項)

1. メンバーは、次に掲げる事項を入会に際し、TSPに開示し、入会申込書に記入しなければなりません。また、同内容に変更があった場合は、変更があった日より10日以内に文書によりTSPに通知しなければなりません。
 - ① メンバーの身分証明書記載内容(公的な身分証明証による)
 - ② メンバーの氏名、現住所、屋号、電話番号、メールアドレス等
 - ③ 本条第1項及び第2項の通知をメンバーが怠ったため、TSPからなされるべき通知または送付されるべき書類等が延着、または到着しなかった場合についても、延着なく到着したものとみなします。また、メンバーに何らかの被害や損害があった場合でも、TSPはその賠償を負うことはできません。

第16条 (遅延損害金)

メンバーが本規約に基づく金銭債務についてその履行を遅延したときで、TSPの催促に対する支払も行われず、遅延が30日を超えた場合には、遅延期間中の当該債務につき滞納額の金額につき年14.6%の割合(年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても365日の割合とする)で計算した(1円未満を除く)遅延損害金を払わなければなりません。また、遅延損害金を支払った場合でも、TSPの契約解除権の行使を免れるものではありません。

第17条 (損害賠償)

1. メンバー又はメンバーの故意又は過失により、本建物所有者、TSP又は他の入会者若しくはその他の第三者に損害を与えた場合は、メンバーは、TSPに対して直ちにその旨を通知する責任があります。また、これによって生じた一切の損害を賠償しなければならない場合があります。特にTSP以外に対する損害の賠償が発生した場合は、メンバーは誠実に対処し、自ら責任を持って解決することを誓約します。
2. TSPが本規約に定める義務を怠りメンバーに損害が生じ、TSPにその損害を賠償する責が認められた場合、TSPの賠償額は、当該月における第8条に定める会費を上限とします。

第18条 (免責事項)

次に掲げる事由によりメンバーが被った損害について、TSPはその責を負いません。

- ① 地震、水害等の天変地異や火災、暴徒等の不可抗力による災害、停電、盗難、IT インフラ等通信設備機器やその他諸設備機器の不調

や破壊及び故障、偶発事故、その他TSPの責めに帰すことのできない事由

- ②メンバーが他の入会者やその他の第三者により被った損害
- ③本施設の造作及び設備等の維持保全のために行う保守点検、修理等による損害

第19条 (不可抗力による契約の消滅)

第19条第1項第1号記載の天変地異その他のTSP及びメンバーの責めに帰すべからざる事由により、本施設の全部又は一部が滅失又は破損して、

本規約の目的を達成することが不可能または困難となった場合、本規約は終了します。これによりTSP又はメンバーの被った損害については相手方はその責めを負わないものとします。

第20条 (入会及び利用をお断りする事業・契約の強制解除)

1. 下記に関連する方は、本施設をご利用頂けない場合がございます。

- ①法令に反する事業及び反する恐れのある事業
- ②公序良俗に反すると当社が判断した事業
- ③情報商材の販売に関わる事業
- ④性風俗関連の事業
- ⑤暴力団関係者及びそれに関する事業
- ⑥政治結社及び宗教団体
- ⑦マルチ商法及びそれ関連する恐れのある事業
- ⑧保険や投資商材販売をされている方
- ⑨その他、当社が不適当と認めた方

2. メンバーが次の各号のいずれかに該当する場合は、TSPは、メンバーに対し通知、催告、その他何らの手続きを要することなく、直ちにメンバー契約を強制解除できます。

- ①入会時の申告事項に不正があったとき
- ②入会契約を継続しがたいと判断できる行為があり、TSPがメンバーに対し行為を改めるように催告したにもかかわらず、15日以上を期日において是正しないとき
- ③月額利用料やオプション費用、有償サービスの支払いを、1ヶ月分を超えて怠ったとき
- ④他の入会者等、本施設の利用者に対し、著しい妨害や損害を与えたとき
- ⑤本施設を故意又は重大な過失により毀損したとき
- ⑥本規約に違反したとき
- ⑦違法行為若しくは公序良俗に反する行為を行ったとき
- ⑧著しく信用を失墜する事実があったとき
- ⑨暴力団若しくは極左・極右暴力団の構成員又はこれらの支配下にあるものとの関係者であることが判明したとき、またはその恐れがあるとTSPが判断したとき
- ⑩個人破産を含む、銀行取引停止処分を受けたとき
- ⑪第1項に記載された事業を行った場合、及び行おうとした場合
- ⑫その他、TSPが本規約を解除すべきと判断したとき

3. 前項により本規約が強制解除された場合において、TSP又は本建物所有者に損害が及んだ場合、メンバーはその損害賠償の責任を免れません。

第21条 (秘密情報)

1. 本規約において「秘密情報」とは、メンバー自らが秘匿したい情報の全てかつ、メンバーの契約期間中に、メンバーが知り得たTSP又は他のメンバーに関する有形無形の技術上、営業上、その他一切の情報をいいます。

2. 本施設は、個人や法人を超え、垣根を廃した融合によるイノベーションを目的としております。その関係上、本施設は不特定多数が利用する施設であり、メンバーに限らず、第三者との間で絶えず会話や情報交換が成されます。それゆえ、メンバーは自らの責任で秘密情報を管理しなければなりません。万が一、メンバーの秘密情報が漏洩した場合でも、TSPは一切その責任を負いません。

3. 入会に際し、メンバーより開示を受けた個人情報(個人情報保護法2条に定める個人情報をいう。以下同じ。)について、TSPは厳重に管理する義務を負います。

4. 本条の規定にかかわらず、次の各号に該当することをメンバーが証明することのできる情報は、秘密情報には含まれないものとします。

- ①開示の時点ですでに公知の情報、又はその後メンバーの責によらずして公知となった情報
- ②メンバーが、第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報

- ③開示の時点ですでにメンバーが保有している情報
- ④メンバーが、開示された情報によらずして独自に開発した情報
- ⑤TSPが、第三者に対し秘密保持義務を課すことなく開示した情報

第22条 (守秘義務)

1. 契約期間中にメンバーが、他のメンバーの、第21条に規定した秘密情報を知ってしまった場合、メンバーは、善良な管理者の注意をもってその秘密情報を厳重に秘匿する義務を負い、開示者の許可無くソーシャルネットワークサービス(SNS)や、自身のホームページやブログなど、一切のネット上あるいはその手段の如何によらず、第三者に開示し又は漏洩、公開若しくは利用してはなりません。もしメンバーが本項規定の内容に反した場合に発生した事案の一切に対し、TSPはその責任を負いません。
2. メンバーは、裁判所や官公庁などの公的機関よりTSPの秘密情報の開示を要求された場合、直ちにTSPに通知し、法的に開示を拒めない場合は、当該秘密情報を開示することができます。またその場合、メンバーは、当該秘密保持情報機密性を保持するための最善の努力をするとともに、TSPに対し当該秘密情報を保護するための合理的手段をとる機会を与えなければなりません。
3. メンバーは、秘密情報について、複製、複写等の行為を行ってはなりません。

第23条 (雑則)

1. メンバーは、本建物の内外を問わず、近隣店舗・住民、本建物内に同居する事業者・店舗等、並びに本施設利用者等への配慮として、騒音・振動・臭気等の問題を起こさないよう十分な注意を払わなければなりません。また、メンバー間でのトラブルの未然防止のため、本施設においても他メンバーへの十分な配慮を行わなければなりません。
2. メンバーは、本施設が利用者相互の協力の場であることを認識し、対象フロアの内外を問わず周辺の美化並びに自身の身だしなみ等を清潔に保つよう常に配慮することとします。
3. メンバーは、本施設が基本的には仕事をするためのスペースであることを認識し、子供のゲスト利用は原則できないものとします。ただしTSPが事前に容認した場合は、その限りではありません。TSPとして子供とは0歳から12歳(小学6年生)までの男女と定義します。

第24条 (規約の改定)

本規約はTSPの都合により、内容が変更されることがあります。なお、変更の際には、TSPからメンバーへの通知等を行いますが、通知忘れ等のTSPに過失がある場合を除き、変更に伴う責任をTSPは一切負わないものとします。

第25条 (優先適用)

本規約の内容とそれ以外の諸規定、諸規規則に齟齬が生じた場合、本規約が優先して適用されることとします。

第26条 (合意管轄)

TSP及びメンバーは、本規約に関し紛争が生じたときは、訴額に応じて大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所を第一審の唯一の管轄裁判所とします。

第27条 (規定外事項)

本規約に定めのない事項及び契約条項の解釈に疑義を生じたときは、TSP及びメンバーは、誠意を持って協議し、その解釈にあたるものとします。

以上、メンバーは、本規約を遵守するものとし、かつ公序良俗に反することの無いよう、本施設が円滑に運営を行えるようにTSP並びにメンバー相互と協力し合うものと致します。

平成26年9月1日制定
平成27年3月1日改定
平成27年4月6日改定
平成27年5月25日改定

平成27年9月23日改定
平成27年12月19日改定
平成28年1月11日改定
平成29年6月17日改定
平成30年6月5日改定
平成30年7月17日改定
令和2年8月1日改定
令和2年8月27日改定
令和2年11月15日改定
令和3年4月1日改定

大阪市北区芝田2丁目9番17号 マエダビル 4F
リアルSNS クリエイティブラボ Blue+

運営会社: 兵庫県神戸市中央区二宮町1-6-1 チサン三宮1F
株式会社ティーエスピー